〔解 説〕

1) 不適切である

障害厚生年金を受給するためには、<u>厚生年金保険の被保険者期間中に障害の原因となった傷病の初診日がなければならず</u>、例外を認める規定はありません。一方、障害基礎年金については、初診日に 20 歳未満である場合や、日本国内に居住している 60 歳以上 65 歳未満の者も、保険料納付要件や障害の程度に関する要件を満たせば、受給することができます。

2) 不適切である。

障害基礎年金では子に係る加算のみが行われ、配偶者に係る加算は行われません。また、子の加算は、1級の障害基礎年金だけでなく 2級の障害基礎年金についても行われます。なお、障害厚生年金(障害等級1級、2級のみ)では、配偶者に係る加算として、加給年金額が加算されます。

3)不適切である。

障害厚生年金では、障害認定日の属する月後の被保険者期間は年金額の計算の基礎とならないため、老齢厚生年金とは異なり「在職定時改定」の仕組みはありません。ただし、障害認定日の属する月以前の厚生年金保険の被保険者期間の月数が 300 月未満の場合は、障害厚生年金の受給権が発生したときから被保険者期間を 300 月とみなして計算します。

4) 適切である。

障害認定日後に障害年金を受給できる障害の状態に該当することとなった(事後重症)場合は、請求した時に支給事由が生じたものとみなされるため、請求した日の属する月の翌月分から障害年金を受給できます。一方、障害認定日に障害年金を受給できる障害の状態にある場合は、障害認定日の翌月分から受給でき、請求が遅れた場合も、5年分を上限として遡って受給することができます。

公的年金の障害年金は、老齢年金や遺族年金に比べると出題される頻度は高くありませんが、確定拠出年金の障害給付金との相違を踏まえて、受給要件や年金額などについて確認しておくと良いでしょう。